

以 下 リスト(検察庁法の一部改正による改正部分)

条項	定義・略称(名称)	定義・略称規定(内容)	定義規定・略称規定が用いられている条項
第9条第3項	準則	<p>③ 法務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する検事について、当該検事の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該検事を検事正以外の職に補することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として法務大臣が定める準則(以下この条において単に「準則」という。)で定める事由があると認めるときは、当該検事が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該検事を引き続き当該検事正として勤務させることができる。</p>	第9条
第22条第3項	準則	<p>③ 検事又は副検事に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「当該定年退職日において」とあるのは「当該職員が定年に達した日において」と、「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務されることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。」とあるのは「検察庁法第九条第三項又は第四項(これらの規定を同法第十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した検事であつて、定年に達した日において検事正又は上席検察官の職にある検事については、同法第九条第三項又は第四項の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した場合であつて、引き続き勤務されることについて法務大臣の定める準則(以下単に「準則」という。)に規定する場合に限るものとし、同法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用するこの項本文に規定する期限は、当該職員が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して三年を超えることができない。」と、同項第一号及び同条第三項中「人事院規則」とあるのは「準則」と、同条第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「準則で定めるところにより」と、「に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」とあるのは「が定年に達した日(検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する検事にあつては、年齢が六十三年に達した日)」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。</p>	第22条第3項

水項	定義・略称(名称)	定義・略称規定(内容)	定義規定・略称規定が用いられてし る条項
第22条第3項	検察庁法第九条第三項又は第四項(これらの規定を同法第十条において準用する場合を含む。)	<p>③ 檢事又は副検事に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「当該定年退職日において」とあるのは「当該職員が定年に達した日において」と、「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。」とあるのは「検察庁法第九条第三項又は第四項(これらの規定を同法第十条において準用する場合を含む。<b>以下この項において同じ。</b>)の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した検事であつて、定年に達した日において検事正又は上席検察官の職にある検事については、同法第九条第三項又は第四項の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて法務大臣の定める準則(以下単に「準則」という。)に規定する場合に限るものとし、同法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用するこの項本文に規定する期限は、当該職員が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して三年を超えることができない。」と、同項第一号及び同条第三項中「人事院規則」とあるのは「準則」と、同条第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「準則で定めるところにより」と、「に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」とあるのは「が定年に達した日(検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する検事にあつては、年齢が六十三年に達した日)」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。</p>	検察庁法第22条第3項において読み替えて適用する国家公務員法第81条の7第1項

以下同じリスト（検察官の俸給等に関する法律の一部改正による改正部分）

条項	定義・略称(名称)	定義・略称規定(内容)	定義規定・略称規定が用いられている条項
附則第5条	特定日	検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日(次項において「特定日」という。)以後、第三条第一項の規定によりその者の受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。	附則第5条第2項
附則第5条第2項	準則	検察庁法第二十二条第二項の規定により検事に任命された者(第三条第一項に規定する準則(次項において単に「準則」という。)で定める者を除く。)には、当分の間、特定日以後、前項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、その者の年齢が六十三年に達した日にその者が受けた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)と特定日に同項の規定によりその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する	附則第5条第3項

以下同じリ、…(国家公務員法等の一部を改正する法律、附則部分)

条項	定義・略称(名称)	定義・略称規定(内容)	定義規定・略称規定が用いられている条項
附則第2条第4項	新検察庁法	4 第四条の規定による改正後の検察庁法(以下「新検察庁法」という。)の規定による検察官の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、法務大臣の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。	附則第2条第5項、附則第3条第7項、第8項及び第11項